

2009年6月30日 全12頁

法人投資家の利付債の経過利子への課税について

制度調査部
是枝 俊悟

現行制度では利払期間中に途中売却する法人投資家の税負担が重い

[要約]

- 現行制度における法人投資家の利付債の利子に対する課税には、利払期間の途中に法人投資家が債券を売却した場合に税負担が重くなる点や、免除法人から課税玉を購入した免除法人に益税が発生する（このため課税玉と非課税玉で取引市場が分断される）点などの問題がある。
- 法人税額等からの源泉税額を保有期間に関わらず全額控除できるようにすること、経過利子の受け渡しを（源泉税を控除しない）利子の全額とすること、の2点の制度改正を行えば上記の問題を解消できる（免除法人への源泉徴収を保有期間に関わらず全額不適用にすることを加えればなお良い）。
- これらの改正を行うと個人投資家の利付債投資からの利益への課税にアンバランスが生じるが、金融所得課税の一体化が実現すればこの点も解消できる。

（個人の利付債投資の税務上の注意点及び金融所得課税の一体化についての論点については、2009年6月10日発表の拙稿「利付債の購入単価による税額の差異（個人編）」をご参照ください）

[目次]

1. 法人投資家の利付債投資の税務の概要	…… 2 ページ
2. 現行の利付債の利子に対する源泉徴収・所得税額等の控除	…… 2 ページ
(1) 利子に対する源泉徴収	…… 2 ページ
(2) 所得税額控除・利子割額控除	…… 3 ページ
(3) 現行制度における税額控除後の受取利子の比較	…… 4 ページ
(4) 免除法人同士の課税玉の取引	…… 6 ページ
3. 利付債の利子に対する課税制度が改正された場合	…… 7 ページ
(1) 利付債の利子に対する課税の改正案	…… 7 ページ
(2) 改正後の法人投資家の課税	…… 8 ページ
(3) 改正後の免除法人同士の課税玉の取引	…… 9 ページ
(4) 改正後の個人投資家の課税	……10 ページ
4. まとめ	……12 ページ

1. 法人投資家の利付債投資の税務の概要

○法人投資家が利付債に投資を行った場合の税務の概要は以下の図表 1 に示される。一般の事業法人の場合、利付債の保有目的、償還金額の定めの有無により、益金・損金に算入される時点は異なるが、利子・償還差損益・譲渡損益のいずれも益金・損金に算入され法人税等の課税対象となる。

図表 1 法人投資家の利付差異投資の税務の概要（一般の事業法人の場合）

		利子	償還差損益	譲渡損益 (評価損益)
利付債	売買目的有価証券	税率20%の源泉徴収 (ただし、法人税額から 税額控除できる(注)) 源泉徴収前の金額を 益金算入	償還時に益金・損金算入	譲渡時に益金・損金算入 (期末に時価評価し、益 金・損金算入)
	満期保有目的・ その他有価証券		償還金額の 定めのあるもの	毎期益金・損金算入 (アモチゼーション・アキュ ミュレーション)
		償還金額の 定めのないもの	償還時に益金・損金算入	

(注)経過利子相当額は利子そのものではないため、税額控除の適用を受けられない。

(出所)大和総研制度調査部作成

○なお、利子に対しては受取時に 20%の源泉徴収（所得税 15%・住民税 5%）があるが、これはそれぞれ法人税および法人住民税から税額控除される。したがって、原則として、実質的に利子・償還差損益・譲渡損益のいずれに対しても同じ課税がされるといえる。

○しかし、利子に対する源泉徴収税額を法人税等から控除できるのは、元本の保有期間に対応する分だけであり、利払い時の所有者が保有していなかった期間の利子に対する税相当額は税額控除が認められない。このため、利払い期間の中途（利払い時から次の利払い時まで）に譲渡が行われると、税負担額が大きくなってしまう問題点がある。

2. 現行の利付債の利子に対する源泉徴収・所得税額等の控除

(1) 利子に対する源泉徴収

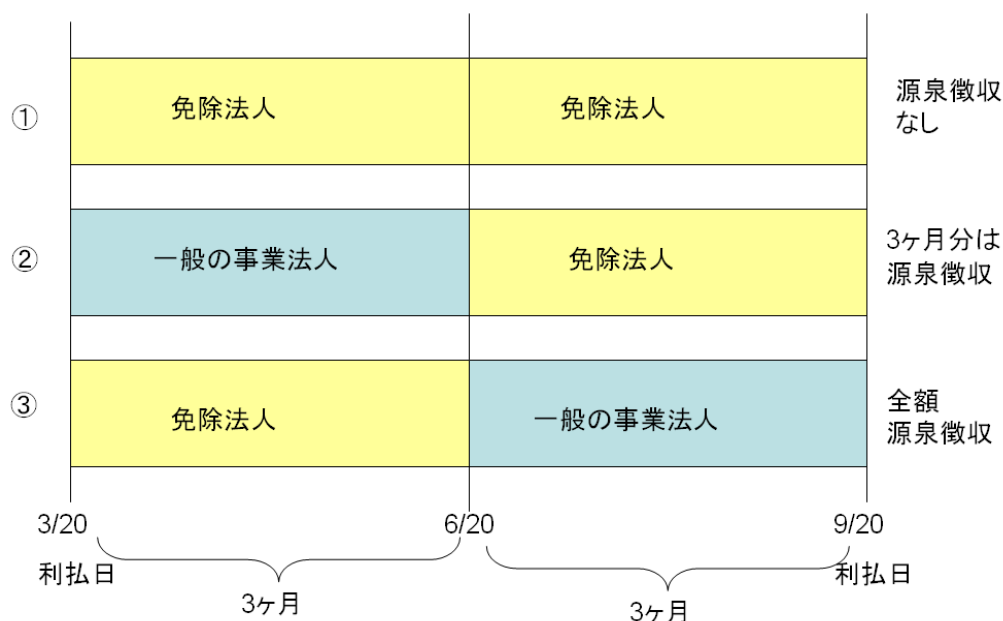
○個人および一般の事業法人が利付債の利子を受け取る場合、20%の源泉徴収が行われる。一方、指定金融機関、一定の要件を満たす事業法人、公共法人、公益法人等などは所定の手続きを行えば源泉徴収が免除される（以下、これらの源泉徴収不適用の法人を本レポートでは「免除法人」と略す）。

○源泉徴収不適用の対象となるのは、利払い時に免除法人が保有している債券であり、利子のうち免除法人が保有していた期間に相当する分のみである。

○図表 2 は、免除法人および一般の事業法人の利付債の保有期間と源泉徴収の適用について図表にしたものである。3月20日、9月20日に利払いが行われる利付債を6月20日に譲渡したものとする。

- このとき、①のように、免除法人から免除法人への譲渡であれば源泉徴収不適用となる。
- ②のように、一般の事業法人から免除法人に譲渡した場合は、免除法人は自身が保有している3ヶ月分についてのみ源泉徴収の不適用を受けられる（3ヶ月分は源泉徴収される）。
- ③のように、免除法人から一般の事業法人に譲渡した場合は、一般の事業法人は免除法人が保有していた期間について源泉徴収の不適用を受けることができず、全額源泉徴収される。

図表2 利子に対する源泉徴収の不適用



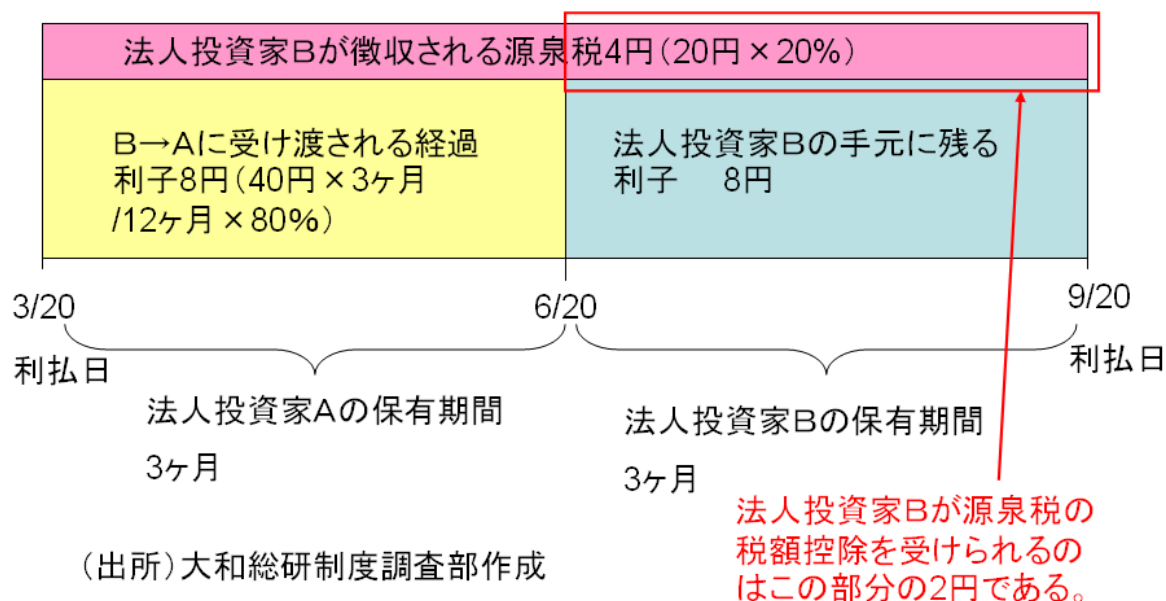
(注) 振替口座簿に記載または記録され、所定の手続きを行っているものとする。

(出所) 大和総研制度調査部作成

(2) 所得税額控除・利子割額控除

- 一般の事業法人が利付債の利子を受け取る際に支払った源泉徴収税額（所得税および法人住民税利子割）は、法人税額および法人住民税法人税割額から控除できる（これをそれぞれ、所得税額控除、利子割額控除と呼ぶが、本レポートではこれらを区別せず、源泉税額の税額徴収控除として説明する）。
- この税額控除を受けられるのは、利子を受け取った事業法人が保有していた期間に相当する源泉徴収税額のみである。
- このしくみを、次のページの図表3の例を用いて説明する。
- 3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率4%）を、6月20日に法人投資家Aが法人投資家Bに受け渡したとする。

図表 3 税額控除の対象となる源泉税額（現行制度）



○まず、6月20日の譲渡の際に経過利子が法人投資家Bから法人投資家Aに受け渡される。その額は、法人投資家Aの保有期間の利子に相当する額（1,000円×4%×3ヶ月/12ヶ月）の10円から、20%の源泉税相当額である2円を控除して8円である¹。

○利払日に債券を保有している法人投資家Bは、9月20日に20円（1,000円×4%×6ヶ月/12ヶ月）の利子を受け取るが、うち20%である4円が源泉徴収される。8円を法人投資家Aに経過利子として支払っているため、源泉徴収後の段階で法人投資家Bの手元に残る利子は8円である。

○法人投資家Bは、利付債の利子に対する源泉税について、事業年度の法人税額等から税額控除を行うことができる。その金額は、債券の保有期間に相当する2円である²。

○したがって、法人投資家Bは最終的には（法人税の課税前において）債券の保有期間に対する利子10円（1,000円×4%×3ヶ月/12ヶ月）の全額を受け取ることができる。

○一方で、法人投資家Aは法人投資家Bと同じく3ヶ月間この債券を保有しているにも係らず、経過利子として8円しか受け取ることができていない。経過利子の受け取りの際に控除された源泉税相当額の2円については、源泉税そのものではないため、法人税額等からの税額控除を受けることができないためである。

（3）現行制度における税額控除後の受取利子の比較

○利払期間の途中に譲渡があった場合、利子に対する源泉徴収と源泉税額の税額控除を考慮すると、（法人税課税前の）利子の受取金額は、以下の図表4のようにまとめられる。図表4は、図表3と同じ例を用いて投資家A、投資家Bの属性を変えたものである。

¹ 正確には、経過利子の計算は月数ではなく日数単位で行うがここでは説明の都合上簡略化した。

² これは、税法上認められている所有期間の按分計算のうち、原則的な方法である。この他にも、簡便法を用いることもできる。

図表 4 利払期間中の譲渡の際の受取利子（現行制度）

額面1,000円、表面利率4%、年2回(3月20日、9月20日)利払いの債券。利払い期間の中央(6月20日)に、投資家Aから投資家Bに譲渡した場合の投資家A・Bの受取利子を求める。				
	投資家A (途中売却者)	投資家B (利払時保有者)	投資家Aの受取利子	投資家Bの受取利子
①	個人	個人	8円	8円
②	個人	法人	8円	8円→10円
③	個人	免除法人	8円	10円
④	法人	個人	8円	8円
⑤	法人	法人	8円	8円→10円
⑥	法人	免除法人	8円	10円
⑦	免除法人	個人	8円	8円
⑧	免除法人	法人	8円	8円→10円
⑨	免除法人	免除法人	10円(※)	10円(※)

本来受け取るべき利子…個人なら8円、法人なら10円(法人税の税額控除後)
源泉徴収後、法人税の税額控除で調整される場合、
「源泉徴収後の受取利子→法人税の税額控除を考慮後の受取利子」とした。
※…免除法人同士の売買の場合、非課税玉として取引される場合は経過利子の全額が受け渡される(課税玉として取引される場合については(4)で後述する)。
⑦・⑧の取引が行われた場合、理論的には上記のようになるが、実際にはほとんど行われていない。

本来の税額が適用	本来の税額より重負担
----------	------------

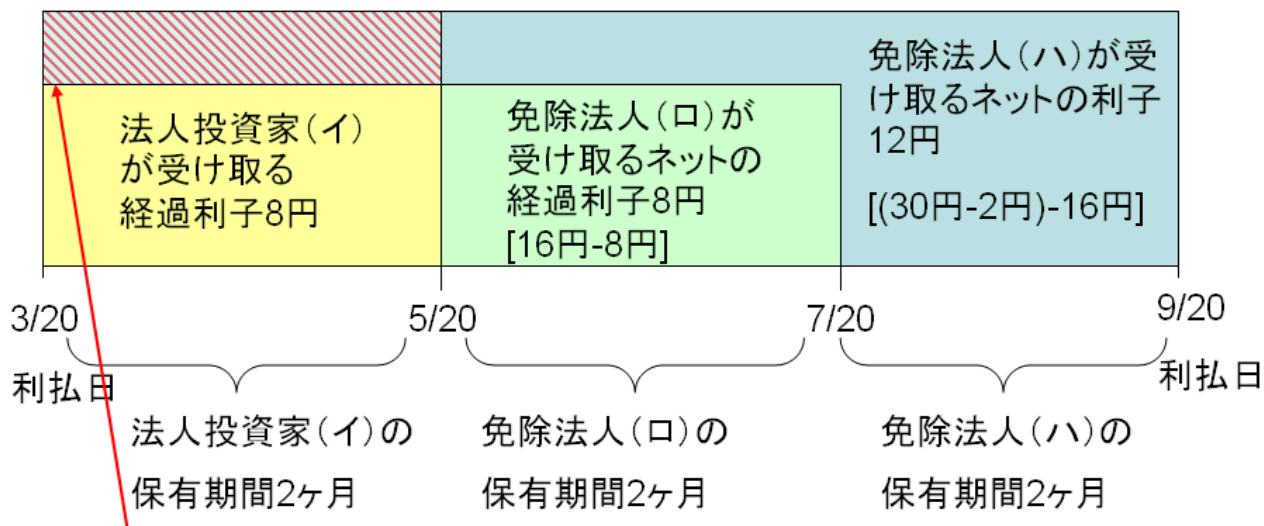
(出所)大和総研制度調査部作成

- 本来ならば、法人投資家は（経過）利子に対する源泉徴収税額の全額を控除でき、保有期間の利子である10円を受け取ることが望ましい。しかしながら、現行制度では利払期間の途中で売却を行った法人投資家は受け取った（経過）利子に対する源泉税相当額を税額控除できないために、本来の税額よりも負担が重くなってしまっている。このことは一般法人も、免除法人も（譲渡先が個人または一般法人の場合）同じである（図表4の④～⑧）。
- 一方、利払期間の途中に債券を購入し、利子を受け取った法人投資家は保有期間に相当する利子の源泉税額を控除できる（免除法人の場合、保有期間に相当する利子に源泉徴収が不適用となる）ため、本来の税額が適用される（図表4の②、③、⑤、⑥、⑧）。個人投資家については債券の利払期中の売却をする場合（図表4の①～③の投資家A側）でも、利払期中の購入をする場合（図表4の①、④、⑦の投資家B側）でも本来の税額が適用される。
- 図表4の⑨に相当する免除法人同士の取引の場合、利払い期間の当初より免除法人が保有していた債券については非課税玉として取引され、経過利子は買い手から売り手に全額を支払う取扱いをする。そのため、途中売却を行った投資家Aも10円の経過利子を受け取ることができる。
- 免除法人が債券を利払期中に売却をするとき、個人や一般法人に売却すると8円の経過利子しか受け取れない（⑦・⑧）が、免除法人に売却すれば10円の経過利子を受け取れる（⑨）ことになる。このため、通常、免除法人が一般法人に利払期中に売却する⑦・⑧のような取引は行われず、一般法人と免除法人との間で債券市場が分断されてしまっているという問題がある。
- なお、⑨について利払い期間の当初に一般の事業法人が保有していた債券を、その後免除法人同士が取引する場合は課税玉として取引されることになり、この通りとはならない。この点については、次の(4)で述べる。

(4) 免除法人同士の課税玉の取引

- 利払い期間の当初に一般の事業法人が保有していた債券を免除法人が取得し、その後免除法人に売却する場合は、課税玉として免除法人同士の取引であっても経過利子に対して20%を源泉税相当額として控除して受け渡す。
- この際、一般の事業法人が保有していた（つまり源泉税が課税される部分の）期間については考慮されず、一律に経過利子に対して20%を源泉税相当額として控除している。これは、源泉税が課税される保有期間の把握が困難であるためである。
- 一方、実際に免除法人が利払を受ける際の源泉税は（自身が保有していない期間も含め）免除法人による保有期間を通算して源泉税が免除される。そのため、経過利子の受け渡しに関して税相当額の負担の不均衡が生じてしまうという問題がある。以下の図表5を用いて説明する。
- 3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率6%）が、当初法人投資家（イ）が保有し、5月20日に免除法人（ロ）に譲渡され、さらに7月20日に免除法人（ハ）に譲渡されたとする。

図表5 課税玉の免除法人同士の取引（現行制度）



実際に免除法人(ハ)が源泉徴収される税額は一般法人が保有した期間分の2円だけである。

(出所)大和総研制度調査部作成

- まず、法人投資家（イ）は、免除法人（ロ）に債券を譲渡した際、経過利子として8円を受け取る。これは、法人投資家（イ）の保有期間に相当する経過利子の10円（1,000円×6%×2ヶ月/12ヶ月）のうち源泉税相当額の2円（10円×20%）を控除した金額である。先に述べたように、法人投資家（イ）はこの源泉税相当額の2円について法人税額等からの税額控除を受けることはできない。

- 免除法人（ロ）が購入した債券は、利払い期の中途に一般の事業法人から購入したため課税玉として取り扱われる。そのため、免除法人（ハ）に譲渡する際に免除法人（ロ）が受け取る経過利子は源泉税相当額 20%が控除される。
- 免除法人（ロ）が免除法人（ハ）から受け取る経過利子は、前の利払い期から免除法人（ハ）に譲渡するまでの経過利子の 20 円（1,000 円×6%×4ヶ月/12ヶ月）のうち源泉税相当額の 4 円（20 円×20%）を控除した 16 円である。免除法人（ロ）は法人投資家（イ）に経過利子として 8 円を支払っているため、免除法人（ロ）が受け取るネットの経過利子は 8 円（16 円－8 円）である。免除法人（ロ）は本来ならばネットで 10 円の経過利子を受け取るべきであるが、この場合、税相当額を負担することになってしまう。
- 免除法人（ハ）は、利払日が到来したら 30 円（1,000 円×6%×6ヶ月/12ヶ月）の利子から源泉徴収税額の 2 円を控除した 28 円を受け取る。この源泉税額の 2 円は、法人投資家（イ）が保有していた期間に相当する利子 10 円（1,000 円×6%×2ヶ月/12ヶ月）に対しての 20%である。免除法人（ハ）は免除法人（ロ）が保有していた期間の分も合わせて源泉税の免除を受けることができる。
- 免除法人（ハ）は免除法人（ロ）から債券の譲渡を受けた際、経過利子として 16 円を支払っているため、免除法人（ハ）が受け取るネットの利子は 12 円（〔30 円－2 円〕－16 円）となる。免除法人（ハ）は本来ならばネットで 10 円の利子を受け取るべきであるが、税負担額を免除法人（ロ）に余分に転嫁したため益税が発生してしまっている。
- 免除法人同士で課税玉を取引する際には税負担の転嫁分も含めた取引価格が決められることになるだろう。したがって、全く同じ債券であっても課税玉と非課税玉では取引価格が異なることになり、市場が分断されてしまうことになる。このため、実際には上記の図表 5 で示されたような取引はほとんど行われておらず、免除法人同士の課税玉の売買は困難なものとなっている。

3. 利付債の利子に対する課税制度が改正された場合

（1）利付債の利子に対する課税の改正案

- 図表 4 や図表 5 に示されたように、利払期間の途中に法人投資家が債券を売却した場合に税負担が重くなる点や、免除法人から課税玉を購入した免除法人に益税が発生する（このため課税玉と非課税玉で取引市場が分断される）点は、現行の利付債の利子に対する課税制度の問題点といえる。
- この問題を解消するためには利付債の利子に対する源泉徴収を廃止することが一番簡潔である。しかしながら、国や自治体の収入時期の偏りや徴税逃れの懸念などの観点から源泉徴収の廃止が困難はであることが予想される。したがって、源泉徴収制度を維持しながら利付債の利子に対する課税を適正化する案として、次のページの㉔・㉕の改正で対応することが考えられる。

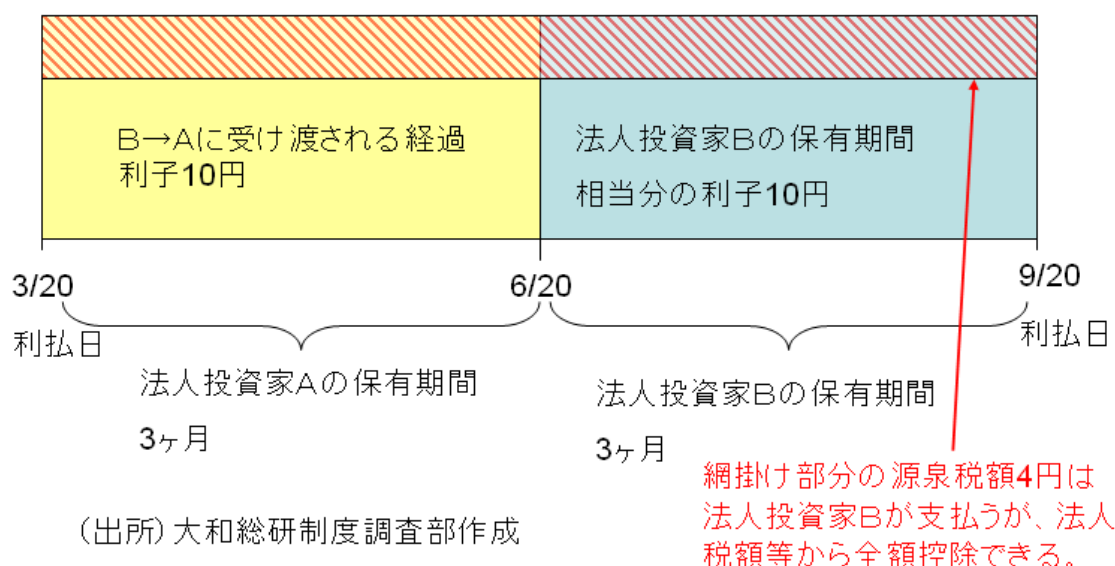
利付債の利子に対する課税の改正案

- ㊤ 源泉税額に対する税額控除を利払時に保有していた投資家の保有期間に限定せず、源泉税額の全額を税額控除できるようにする。
- ㊦ 利付債の売買の際の経過利子の受け渡しについて、源泉税額を控除せず経過利子の全額を受け渡すよう取引慣行を改正する。

(2) 改正後の法人投資家の課税

- ㊤・㊦の改正を行った場合、法人投資家の負担する利付債の利子に対する税額がどのようになるか、以下の図表6を用いて説明する。3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率4%）を、6月20日に法人投資家Aが法人投資家Bに受け渡したとする（図表3の例と同じである）。

図表6 税額控除の対象となる源泉税額（改正が行われた場合）



- まず、6月20日の譲渡の際に経過利子が法人投資家Bから法人投資家Aに受け渡される。その額は、法人投資家Aの保有期間の利子に相当する額（ $1,000 \text{円} \times 4\% \times 3 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$ ）の10円全額である。
- 利払日に債券を保有している法人投資家Bは、9月20日に20円（ $1,000 \text{円} \times 4\% \times 1/2$ ）の利子を受け取るが、うち20%である4円が源泉徴収される。10円を法人投資家Aに経過利子として支払っているため、源泉徴収後の段階で法人投資家Bの手元に残る利子は6円である。
- 法人投資家Bは、利付債の利子に対する源泉税について、事業年度の法人税額等から税額控除を行うことができる。その金額は、法人投資家Bが支払った源泉税の全額である4円である。
- したがって、途中売却を行った法人投資家Aにも、途中購入を行った法人投資家Bにも（法人税課税前の）利付債の利子が10円残る。
- 現行制度では同じ取引を行っても、途中売却を行った法人投資家Aの受取（経過）利子は8円になり税負担が過大となってしまった（図表3）が、㊤・㊦の制度改正を行えばこの問題は解消されることにな

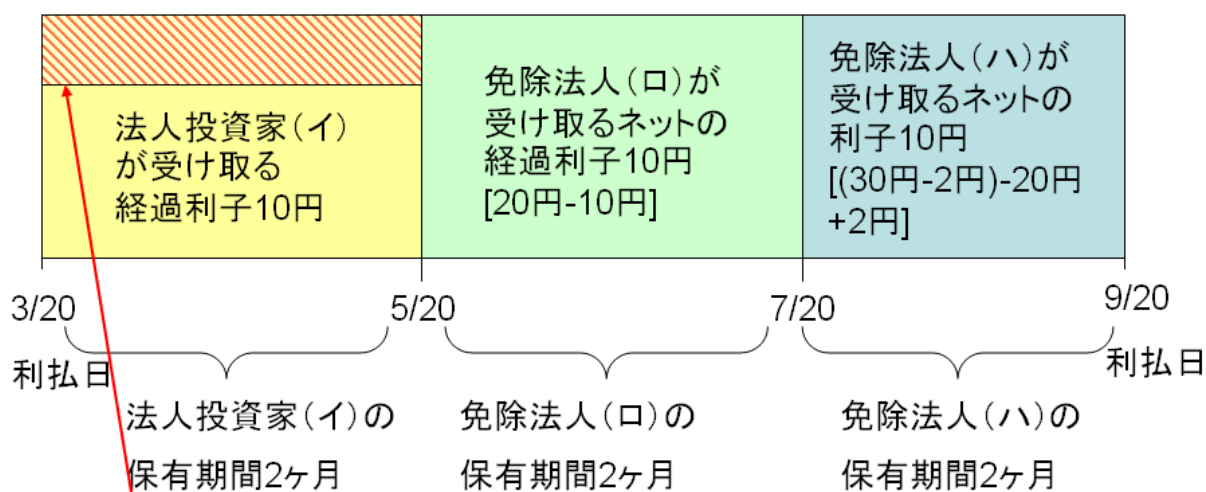
る。

(3) 改正後の免除法人同士の課税玉の取引

○8 ページの㊸・㊹の改正を行うと、免除法人同士の課税玉の取引の際の問題も解消される。この点について、以下の図表7で説明する。

○図表5と同様に、3月20日と9月20日に利払いが行われる利付債（額面1,000円、表面利率6%）が、当初法人投資家（イ）が保有し、5月20日に免除法人（ロ）に譲渡され、さらに7月20日に免除法人（ハ）に譲渡されたとする。

図表7 免除法人同士の課税玉の取引（制度が改正された場合）



法人投資家(イ)の保有期間に対応する源泉税額2円は、利払時に免除法人(ハ)が支払う。ただし、免除法人(ハ)はその源泉税額2円について、法人税等の税額控除を受けられる。

(出所)大和総研制度調査部作成

○法人投資家（イ）は免除法人（ロ）から10円（1,000円×6%×2ヶ月/12ヶ月）の経過利子を受け取る。

○免除法人（ロ）は、免除法人（ハ）から20円（1,000円×6%×4ヶ月/12ヶ月）の経過利子を受け取れる。法人投資家（イ）に10円の経過利子を支払っているため、ネットの受取経過利子は10円（20円－10円）である。

○免除法人（ハ）は、利払日に30円（1,000円×6%×6ヶ月/12ヶ月）の利子から、法人投資家（イ）の保有期間に相当する分の源泉税2円（1,000円×6%×2ヶ月/12ヶ月）を控除した28円を受け取る。ただし、この源泉税2円は法人税額等から税額控除を受けられる。免除法人（ロ）に20円の経過利子を支払っているため、ネットの受取利子は10円（[30円－2円]-20円+2円）である。

○このように、制度の改正により、2ヶ月ずつこの債券を保有した法人投資家（イ）・免除法人（ロ）・免除法人（ハ）は、いずれも保有期間に相当する利子10円をネットで受け取ることができるようになる。

○なお、免除法人が利払時に債券を保有していた場合、免除法人の保有期間に係らず全額源泉徴収を免除するよう制度改正すると、源泉税の支払及び税額控除の手続きが不要となり、免除法人の利付債投資の際の利便性がさらに向上するだろう。

(4) 改正後の個人投資家の課税

○8 ページの㉔・㉕の改正を行うと、(源泉徴収の対象となっているか否かに関わらず) 法人投資家の利付債の(経過) 利子に対する税負担は適正化される。一方で、個人投資家の利付債の(経過) 利子に対する税負担はアンバランスなものになってしまうという問題点がある。

○図表8は制度改正後の利子に対する源泉徴収と源泉税額の税額控除を考慮すると、(法人税課税前の) 利子の受取金額をまとめたものである(図表4と同じ取引例である)。

図表8 利払期間中の譲渡の際の受取利子(制度が改正された場合)

額面1,000円、表面利率4%、年2回(3月20日、9月20日)利払いの債券。利払い期間の中央(6月20日)に、投資家Aから投資家Bに譲渡した場合の投資家A・Bの受取利子を求める。				
	投資家A (途中売却者)	投資家B (途中購入者)	投資家Aの受取利子	投資家Bの受取利子
①	個人	個人	10円(※1)	6円(※1)
②	個人	法人	10円(※1)	6円→10円
③	個人	免除法人	10円(※1)	8円→10円(※2)
④	法人	個人	10円	6円(※1)
⑤	法人	法人	10円	6円→10円
⑥	法人	免除法人	10円	8円→10円(※2)
⑦	免除法人	個人	10円	6円(※1)
⑧	免除法人	法人	10円	6円→10円
⑨	免除法人	免除法人	10円	10円
本来受け取るべき利子…個人なら8円、法人なら10円(法人税の税額控除後)				
源泉徴収後、法人税の税額控除で調整される場合、 「源泉徴収後の受取利子→法人税の税額控除を考慮後の受取利子」とした。				
本来の税額が適用			益税が発生	
本来の税額より重負担				

(※1) 金融所得課税の一体化により個人投資家の利子に対する所得の課税方法を統一すれば、確定申告(もしくは、特定口座のような源泉徴収口座での調整)により課税後の受取利子を本来の金額である8円とすることができる。調整方法については11ページで後述する。

(※2) ㉔・㉕の改正に加え、免除法人の受取利子について免除法人の保有期間に係らず全額源泉徴収を免除するよう制度改正すると、法人税の税額控除を経由せず、直接受け取り利子が10円となってなお良い。

(出所)大和総研制度調査部作成

- 図表 8 を見ると、法人投資家（免除法人を含む）の（法人税課税前の）受取利子については、途中売却者も途中購入者も本来受け取るべき利子の 10 円となっている。
- その一方で、個人投資家が受け取るべき利子に対する税負担はアンバランスなものとなってしまふ。
- 途中売却を行った投資家も途中購入を行った投資家も、本来（20%課税後の）8 円であるべきだが、途中売却を行った個人投資家の受取利子は 10 円となり、この時点では益税が発生してしまっている。また、途中購入を行った個人投資家の受取利子は 6 円となり、この時点では過大な税負担が発生してしまっている。
- このように、法人投資家の利付債の利子に対する税負担を適正化するため、8 ページの㉔・㉕の改正を行うと、個人投資家の利付債の利子に対する税負担にアンバランスが生じてしまふ。
- また、現行の税制では利付債の途中売却の際の譲渡益は非課税であるため、㉔・㉕の改正のみを行うと利払の直前に個人投資家が法人投資家に債券を売却し、利子相当額に対する課税逃れができてしまふという問題もある。
- しかし、仮に金融所得課税の一体化により個人投資家の利付債投資からの所得（利子・償還差益・譲渡益）に対する課税方式を一体化が実現した場合は、確定申告によって個人投資家の利付債の利子に対する税負担を調整できる³。また、利払の直前に個人投資家が法人投資家に債券を売却したとしても、経過利子相当額は売却益に含まれ課税対象となるため、前述のような課税逃れは行えなくなる。
- 例えば、（経過）利子・償還差益・譲渡益に対する税率を一律 20%の申告分離課税を想定すると、以下のような調整が可能である。
- 図表 8 の①～③の投資家 A（途中売却者）の場合、経過利子である 10 円に対して確定申告（または源泉徴収口座）で 20%の 2 円を課税することで調整できる。これにより、ネットの受取（経過）利子は 8 円（10 円 - 2 円）となる。
- 図表 8 の①、④、⑦の投資家 B（途中購入者）の場合、確定申告により払いすぎている源泉税額の 2 円を還付するか、経過利子支払額 10 円を取得価額に含め、売却時ないしは償還時に差益を 10 円減らす（税率 20%とすると 2 円の税負担減）ことで調整できる⁴。これにより、ネットの利益は 8 円（[20 円 - 4 円] - 10 円 + 2 円）となる。

³ もしくは、現在の上場株式等の特定口座のような源泉徴収口座の設定によっても可能かもしれない。

⁴ 例えば、図表 8 の④における投資家 B（途中購入者）の立場で考える。この投資家 B は投資家 A に支払った経過利子 10 円を債券の取得価額に含める。もし投資家 B の購入時と売却時（または償還時）の債券の価格が同じであれば、10 円だけ譲渡損（または償還差損）が発生する。この 10 円の譲渡損を利子と損益通算することにより、2 円の税額が還付されることになる。なお、投資家 B の購入時と売却時の債券の価格が異なる場合であっても譲渡損益（または償還差損益）が 10 円押し下げられることにより、税負担が 2 円減少することには変わりはない（受取利子の全額以上に譲渡損や償還差損が出たケースではこの通りにならないが、その場合も損失の繰越控除制度を設けるなどして救済が可能と考えられる）。

4. まとめ

- 現行制度における法人投資家の利付債の利子に対する課税には、利払期間の途中で法人投資家が債券を売却した場合に税負担が重くなる点や、免除法人から課税玉を購入した免除法人に益税が発生する（このため課税玉と非課税玉で取引市場が分断される）点などの問題がある。
- この問題を解消するには、法人税額等からの源泉税額を保有期間に関わらず全額控除できるようにすること、経過利子の受け渡しを（源泉税を控除しない）利子の全額とすること、の2点の制度改正を行えば上記の問題を解消できる。さらに、免除法人の受取利子について免除法人の保有期間に係らず全額源泉徴収を免除するよう制度改正すると免除法人の事務負担が省けることになりなお良い。
- これらの改正を行うと個人投資家の利付債投資からの利益への課税にアンバランスが生じるが、金融所得課税の一体化が実現すればこの点も解消できる。